

○京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則

平成29年3月30日

規則第14号

京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則(平成16年京丹後市規則第123号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市美しいふるさとづくり条例(平成29年京丹後市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(環境共生自主計画)

第3条 条例第9条第1項の規定による環境共生自主計画(以下「自主計画」という。)の承認を受けようとする主体は、様式第1号による申請書に自主計画を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、自主計画に掲げる地域は、同条第2項第3号に掲げる活動の伴う地域に該当するものとする。

2 前項の申請は、申請地域の属する自治会の同意を得た上で行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する自主計画の承認又は不承認を決定したときは、承認決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(自主計画の変更等の届出)

第4条 自主計画の変更又は解除は、変更申請書(様式第3号)により行うものとする。

(自主計画の執行期間)

第5条 自主計画の執行期間は、承認日の属する年度から翌年度の末日までとする。

(環境共生活動推進主体の認定)

第6条 市長は、条例第9条第3項に規定する承認を行ったときは、当該申請者を環境共生活動推進主体(以下「推進主体」という。)に認定し、認定証(様式第4号)を交付する。

2 市長は、前項の規定により認定を受けた推進主体に対し、身分を証する証明書(様式第5号)を付与するものとする。

3 前項に規定する推進主体が活動を行うときは、証明書(様式第5号)を携帯しなければならない。

(推進主体の変更等の申請)

第7条 条例第9条の承認を受けた自主計画を有する推進主体は、主体変更に係るものにつ

いては様式第6号、廃止に係るものについては様式第7号による申請書によって行わなければならない。

(環境共生推進地域)

第8条 条例第11条で定める環境共生推進地域(以下「推進地域」という。)は、当該各号を勘案して指定するものとする。

- (1) 自然環境の特性、及び保全の状態
- (2) 社会的活用と自然的保護に関する行動計画
- (3) 自治会の同意等、地元地域との協働の状況

(指定の告示)

第9条 条例第11条第2項(条例第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項について市役所の掲示場に掲示してこれを行うものとする。

- (1) 推進地域の名称
- (2) 推進地域(区域の変更又は解除する場合にあっては、当該変更又は解除に係る部分)に含まれる土地の区域
- (3) 抑制対象とする行為(条例第12条第3項において準用する場合は禁止行為。)

2 前項の規定は、自主計画の変更及び解除について準用する。

3 推進地域には、様式第8号による表示板を設置する。

(特別保護区域)

第10条 市長は、条例第12条の規定に基づく特別保護区域の指定においては、条例第7条及び第9条第2項第4号の規定によるものとする。

(推進主体の権限等)

第11条 推進主体に認める条例第12条第2項の規定による指導の範囲は、当該各号によるものとする。

- (1) 条例第7条の規定に違反する行為
- (2) 条例第9条第2項第4号の規定により自主計画に基づき禁止行為に付せられた条件に違反する行為
- (3) その他、環境保護のため市長が特に必要と認める行為

(状況確認の義務等)

第12条 特別保護区域に付された禁止行為等に係る条例第12条第2項の規定に基づく監視、指導に当たっては、確認項目、状況、時間、確認者等を記録した監視指導記録表(様式第9号)により行うものとし、推進主体はこれを3年間保存しなければならない。

2 緊急時若しくは随時の報告にあつては、前項の規定にかかわらず口頭でもって足るものとする。

(支援措置)

第13条 条例第9条第4項に規定する支援措置は、条例及びこの規則に定める活動に要する経費を対象とし、手続等については別に定める。

(指導)

第14条 条例第15条の規定による指導は、書面をもって行うものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第15条 条例第18条に規定する審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第16条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住所

申請者名

印

(TEL)

京丹後市美しいふるさとづくり条例環境共生自主計画承認申請書

京丹後市美しいふるさとづくり条例に基づく環境共生自主計画の承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 計画策定地域の名称
- 2 計画策定地域の場所
- 3 共生を図る環境資源
- 4 申請者の構成

添付書類

- (1) 環境共生自主計画書
- (2) その他の添付を要する書類

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

京丹後市美しいふるさとづくり条例環境共生自主計画承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった環境共生自主計画については、
京丹後市美しいふるさとづくり条例第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認
（不承認）の決定をしたので通知します。

記

- 1 計画策定地域の名称
 - 2 承認番号
 - 3 計画策定地域の場所
 - 4 共生を図る環境資源
 - 5 付帯条件
- （5 不承認(理由)）

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住所

申請者名

印

(TEL)

京丹後市美しいふるさとづくり条例環境共生自主計画変更（解除）申請書

年 月 日付け 第 号により承認決定を受けた上記自主計画に係る内容を変更（解除）したいので、京丹後市美しいふるさとづくり施行規則第4条の規定により申請します。

記

1 変更（解除）の理由

2 変更の内容

| 項目 | 変更前 | 変更後 |
|----|-----|-----|
| | | |
| | | |

※ 添付資料は、計画の承認申請の添付資料に準じて提出してください。

※ 推進主体の変更、廃止を伴う場合は、様式第7号をあわせて提出してください。

様式第4号（第6条関係）

認 定 証

年 月 日付け 第 号により承認した環境共生自主計画に基づき、京丹後市美しいふるさとづくり条例第9条第3項の規定により、あなたを京丹後市美しいふるさとづくり条例環境共生活動推進主体として認定します。


環境共生自主計画 承認番号

年 月 日

京丹後市長 印

様式第5号（第6条関係）

（表）

| | | |
|--|-------------------------|---|
| <h2>証 明 書</h2> | |  |
| [主体名] | | |
| 上記の者、京丹後市美しいふるさとづくり条例第9条第3項に規定する環境共生活動推進主体であることを証する。 | | |
| 承認番号 | （環境共生自主計画承認番号） | |
| 承認事項 | （特別保護区域における禁止行為の監視及び指導） | |
| 年 月 日 | | |
| 京丹後市長 | | 印 |

（裏）

| |
|--|
| 京丹後市美しいふるさとづくり条例（抜粋） |
| 第9条（環境共生自主計画） |
| 市長は、社会的利用の促進及び環境の保全のため、環境共生活動、及び禁止又は抑制することが望ましい行為等を定めた、一定地域内における自主計画を承認する。 |
| 市長は、計画を承認したときは、計画策定主体を環境共生活動推進主体に認定する。 |
| 第11条 第12条（地域・区域の指定） |
| 市長は、環境共生推進地域及び特別保護区域を指定し、社会的活用と自然的保護の共生、若しくは重要な自然環境の保護に必要と認める範囲内において、環境共生活動推進主体が行う啓発活動、付された禁止行為に係る監視、指導活動等を認めるものとする。 |

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住所

申請者名

印

(TEL)

京丹後市美しいふるさとづくり条例環境共生活動推進主体変更申請書

年 月 日付け 第 号により承認決定を受けた自主計画に係る推進主体について、これを変更したいので、京丹後市美しいふるさとづくり施行規則第7条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

| 項目 | 変更前 | 変更後 |
|----|-----|-----|
| | | |
| | | |

※ 添付資料は、計画の承認申請の添付資料に準じて提出してください。

※ 自主計画の変更、廃止を伴う場合は、様式第3号をあわせて提出してください。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住所

申請者名

印

(TEL)

京丹後市美しいふるさとづくり条例環境共生活動推進主体廃止申請書

年 月 日付け 第 号により承認決定を受けた自主計画に係る推進主体について、これを廃止したいので、京丹後市美しいふるさとづくり施行規則第7条の規定により申請します。

記

- 1 廃止の理由
- 2 廃止後の対応

※ 必要に応じて資料を添付してください。

※ 自主計画の変更、廃止を伴う場合は、様式第3号をあわせて提出してください。

様式第8号（第9条関係）

表示板

- 1 環境共生推進地域 名称
- 2 環境共生自主計画 承認番号
- 3 指定年月日
- 4 特別保護区域指定の有無
- 5 その他

年 月 日 指定

京丹後市

様式第9号（第12条関係）

京丹後市美しいふるさとづくり条例 監視指導記録表

期間内実施者記録表

（期間）

（活動内容）

| 日付 | 場所 | 実施者1 | 実施者2 | 実施者3 |
|----|----|------|------|------|
| | | | | |
| | | | | |

確認者記録表

（日付）

（場所）

| 時間 | 確認項目 | 状況 | 対応 | 確認者 |
|----|------|----|----|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

様式第 1 号(第 3 条関係)
様式第 2 号(第 3 条関係)
様式第 3 号(第 4 条関係)
様式第 4 号(第 6 条関係)
様式第 5 号(第 6 条関係)
様式第 6 号(第 7 条関係)
様式第 7 号(第 7 条関係)
様式第 8 号(第 9 条関係)
様式第 9 号(第 1 2 条関係)